

運動場・野球場・テニスコート

■多治井運動場・テニスコートとみの池野球場・テニスコート

開場時間：8時～18時（4月・9月） 8時～19時（5月～8月） 8時～17時（10月～3月）

■さつき野野球場・テニスコート

開場時間：9時～17時（通年）

利用料金（令和2年4月1日からの新料金）

運動場・野球場

区分			8時～9時 (1時間)	9時～11時 11時～13時 13時～15時 15時～17時 (2時間)	17時～18時 (1時間)	17時～19時 (2時間)
多治井運動場 (1面)	1面	一般	1,015円	2,030円	1,015円	2,030円
		高齢者 生徒等	505円	1,010円	505円	1,010円
みの池野球場 (2面)		一般	1,015円	2,030円	1,015円	2,030円
		高齢者 生徒等	505円	1,010円	505円	1,010円
さつき野野球場 (1面)		一般	—	2,030円	—	—
		高齢者 生徒等	—	1,010円	—	—

※多治井運動場とさつき野野球場では硬式野球の利用はできません。

※みの池野球場では中学生以下の硬式野球（守備練習）の利用ができます。

テニスコート

区分			8時～9時 (1時間)	9時～11時 11時～13時 13時～15時 15時～17時 (2時間)	17時～18時 (1時間)	17時～19時 (2時間)
多治井テニスコート (1面)	1面	一般	610円	1,220円	610円	1,220円
		高齢者 生徒等	305円	610円	305円	610円
みの池テニスコート (2面)		一般	610円	1,220円	610円	1,220円
		高齢者 生徒等	305円	610円	305円	610円
さつき野テニスコート (2面)		一般	—	1,220円	—	—
		高齢者 生徒等	—	610円	—	—

○「高齢者・生徒等」の区分は、次のいずれかに該当する場合に適用します。

1. 使用者全員が18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む）の場合。
2. 学校教育活動（大学を除く）において使用する場合。
3. 使用する団体の過半数が堺市在住の65歳以上者である場合。

○利用する団体の過半数が堺市在住の障害者手帳を有する者である場合は、この表の「一般」または「高齢者・生徒等」料金の半額とします。ただし、10円未満の料金は切り上げます。

※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規程に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者。
- ・「療育手帳制度について」（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県及び指定都市の規定により、療育手帳の交付を受けている者。
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳を所持する者。